## 【流山市保育施設利用調整基準表(令和8年度版)】 (令和7年10月1日現在)

別表第1 (第3条関係) 保育所等入所選考基準表

指数A 保護者(父母) の状況

父母それぞれの利用指数を合算し、世帯の利用指数を決定する。(注 1)

保 護 者 ( 父母の状況 )

区分	類型	細目			利用指数	
			1日の労働	動時間が8時間以上である就労が常態である場合	2 0	
1	就労 (注2) (注3) (注4)	月20日 以上の勤 務が常態	1日の労働時間が7時間以上8時間未満である就労が常態である場合			
			1日の労働時間が6時間以上7時間未満である就労が常態である場合			
			1日の労賃	助時間が5時間以上6時間未満である就労が常態である場合	1 7	
				助時間が 4 時間以上 5 時間未満である就労が常態である場合	1 6	
				肺時間が8時間以上である就労が常態である場合	1 8	
		月16日 以上20 日未満の 勤務が常 態		助時間が7時間以上8時間未満である就労が常態である場合	1 7	
				助時間が 6 時間以上 7 時間未満である就労が常態である場合	1 6	
				助時間が5時間以上6時間未満である就労が常態である場合	1 5	
			1日の労働時間が4時間以上5時間未満である就労が常態である場合			
		上記以外		肺時間が64時間以上である就労が常態である場合	1 4	
		上記以外	1月の労働時間が8時間以上である就労が常態である場合		1 9	
		月20日 以上の勤 務が常態			1 8	
			1日の労働時間が7時間以上8時間未満である就労が常態である場合 1日の労働時間が6時間以上7時間未満である就労が常態である場合			
					1 7	
			1日の労働時間が5時間以上6時間未満である就労が常態である場合			
2	就労内定者 (注2)			時間が 4 時間以上 5 時間未満である就労が常態である場合	1 5	
	(注3)	月16日	1日の労働時間が8時間以上である就労が常態である場合		1 7	
		以上20	1日の労働時間が7時間以上8時間未満である就労が常態である場合		1 6	
		日未満の 勤務が常 態	1日の労働時間が6時間以上7時間未満である就労が常態である場合		1 5	
			1日の労働時間が5時間以上6時間未満である就労が常態である場合 1日の労働時間が4時間以上5時間未満である就労が常態である場合		1 4	
		上記以外で	1 ロのカ側時間が 4 時間以上 3 時間未満 じめる 級力が 希照 じめる 場合 記以外で、1 月の労働時間が 6 4 時間以上である 就労が常態である場合			
3	求職活動	求職活動0	のため昼間外出を常態としているとき			
	妊娠・出産	下記の5か月間の期間中で、妊娠障害等により30日以上入院の見込みがあるとき又は多胎妊娠のとき			1 9	
4		市内認可保育所等の入所を希望する日(入所を保留されている者にあっては入所が予定される日。以下「入 所希望日」という。)が出産予定日を含む月を挟んで前後2か月の合計5か月以内にあるとき			1 3	
	疾病にかかり 若しくは負傷若 しては精神体に していること	疾病・負 傷	入院	1か月以上入院している場合(入院予定を含む。妊娠・出産は含まない。)	2 0	
			居宅内	30日以上の療養が必要で常時寝たきりの状態にある者	1 9	
5			療養	定期的な通院加療が必要な状態にある者	1 5	
		障害		音手帳等級が1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳等級が1級若しくは2級又は 資害程度がA以上である場合	2 0	
			上記以外の	障害	1 5	
	介護・看護	被ってきません。		ご3~5程度、身体障害者手帳等級が1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳等級 くは2級又は療育手帳障害程度がA以上である者を介護又は看護しているとき	1 9	
3				⋶1~2程度、身体障害者手帳等級が3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳等級 は療育手帳障害程度がBである者を介護又は看護しているとき	1 5	
,			は看護者が は通院中の	医師の診断書等で月20日以上1日6時間以上の付き添いが必要と認められるとき	1 8	
		とき 医師の診断書等で月16日以上1日4時間以上の付き添いが必要と認められるとき 上記以外の状態で介護・看護に当たるとき			1 4	
7	災害			要・看護に当たるとき その他の災害により被害を受けた家屋等の復旧が必要なとき	1 2 2 0	
	就労前提の		風水害、火災その他の災害により被害を受けた家屋等の復旧が必要なとき 前提とした就学をしており、かつ、1月当たりの当該就学の時間が64時間以上であるとき			
3	かしついいとく	就労を前提とした就学を予定し、かつ、1月当たりの当該就学の時間が未確定又は不明確なとき				
9	父・母の不存 在	配偶者の死亡、離婚、未婚等で母子家庭又は父子家庭となっているとき				
1 0	虐待・DV	世帯内において配偶者や児童などに対する虐待やDVのおそれがあるとき				
	その他	上記各分巻	<b>重に掲げる</b> お	大況以外で明らかに保育を必要とする状況である場合	1~20	

- 注 1: 父又は母が複数の区分に該当する場合は、利用指数の合算はせず、市が決定するいずれか1つの区分となる。
- 注2: 就労時間には休憩時間は含めるが、時間外労働時間は含めない。
- 注3: 就労者のうち、労働契約の契約期間の満了(入所希望日前までに当該労働契約が更新され、又は更新予定である場合を除く。)その他の事由により同日前までに就労者でなくなるものについては、その者を就労内定者とみなして区分2を適用する。
- 注4: 就労者のうち自営業届を提出したものについては、第2条の申込みをした日の属する月の前6カ月間の平均収入金額(当該期間 内の事業に係る総収入金額(必要経費等を控除する前の金額をいう。)を6で除した金額をいう。)を千葉県の定める最低賃金で除し、その後算出された金額を当該届に記載された就労日数で除したものを就労時間とする。なお、当該就労時間が4時間に満たないものについては、その者を求職活動とみなして区分3を適用する。
- 注5:区分1の就労から各々1点減点した指数とする。

別表第2(第3条関係) 指数B 特別な事情に対する調整 ※のトラか毎別な事情がある場合には、指数Aの世帯<u>の利用指数に以下の調整指数を加減して合計する</u>

	よりな特別な事	事情がある場合には、指数Aの世帯の利用指数に以下の調整指数を加減して合計する。						
加減 の別	区分	条件	調整指数					
	1	ひとり親世帯	+ 5					
	2	生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けているとき	+ 1					
	3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+ 1					
	4	世帯内において配偶者や児童などに対する虐待やDVのおそれがある場合等、社会的養護(里親委託が行われている場合を含む。)が必要な場合	+ 1					
	5	申込み児童に一定の障害があるとき	+ 5					
	6	入所希望日の属する月において、産休若しくは育児休業又は育児に伴う休業(以下「育児休業等」 という。)が終わり、職場復帰するとき	+ 2					
	7	入所希望日の前日をもって市外認可保育所等を退所し、かつ、入所希望日をもって市内認可保育所 等に転園する場合(入所希望日において現に育児休業等を取得している場合は除く。)	+ 3					
加	8	育児休業等の期間中に本市に入所申込みをしたが、保留となったため、申込み児童を認可外保育施 設等に預け、職場復帰したとき	+ 2					
算	9	既に市内認可保育所等に入所している兄弟姉妹と同じ保育所等を第1希望とするとき (入所希望月の属する月において、兄弟姉妹が退所することが分かっている場合を除く。)	+ 5					
	1 0	兄弟姉妹で同時に保育所等の申込みをしているとき	+ 3					
	1 1	市内保育所等に在園していない多胎児が同時に申し込む場合	+ 4					
	1 2	保護者のいずれかが単身赴任である世帯	+ 2					
	1 3	市内の小規模保育事業所などを卒園する見込みのある児童	+ 14					
	1 4	父又は母が保育士資格を有しており、市内認可保育所等の保育士として勤務している場合(勤務予 定の場合を含む。)	+ 14					
	1 5	事業区域内保育施設を第1希望とするとき。	+ 20					
	1 6	児童福祉等の観点から、特に調整が必要と認められるとき	+ 1~+20					
	1 7	同居する18歳以上65歳未満の者が保育に当たることができるとき	- 5					
	1 8	正当な理由なく辞退をしたとき	- 7					
減算	1 9	市外在住者(入所希望日前までに市内に転入することが確実であると認められる者は除く。)	- 12					
	2 0	在園児又は卒園児の保護者が理由なく過去3か月以上の保育料を滞納しているとき	- 10					
	2 1	保育料の滞納が6か月以上あり、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないとき	- 20					

## 備考

- 1

- 考 1 加算区分6、7及び8については、これらを併用して加算することはできない。 2 加算区分9については、第1希望とする保育所等以外の保育所等について利用調整するときは、その加算を行わない。 3 加算区分10については、申込み児童全員が市内認可保育所等を利用していない場合に限ってその加算を行う。 4 加算区分10については、事業区域内に居住する保護者(流山市事業区域内保育施設利用希望居住者等登録届(別記第7号様式)により、居住予定である旨を市長に届け出た保護者であって、居住することが確実であると市長が認めるものを含む。以下この項において「居住保護者」という。)について適用する。ただし、当該居住保護者に対する利用調整のうち、第1希望とする事業区域内保育施設以外の保育所等について利用調整するときは、加算区分14による加算は行わない。 5 この表並びに前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)事業区域内保育施設 事業区域内に設置された法第24条第3項の調整の対象となる保育所、認定こども園又は小規模保育事業所をいう。

- (2) 事業区域 共同住宅又は戸建住宅の建築(500戸以上のものに限る。)を目的とした開発行為(流山市開発事業の許可基準等に関する条例(平成22年流山市条例第14号)第2条第1項第1号に規定する開発行為をいう。)又は建築行為(同項第2号に規定する建築行為をいう。)を行う事業(当該事業と一体として事業区域内保育施設を設置することを内容に含むものに限る。)の対象区域を いう。

別表第3 (第3条関係)

児童の状況

別表第1により算定した利用指数と別表第2により算定した調整指数を合計した値が同一である場合は、以下に掲げる事由を総合的に判断 し、保育の必要性の高い順に優先順位を決め、保育所等の入所者を選考する。

区分	児童の生活・保育の現状	指数
1	ひとり親世帯	80
2	別居祖父母の自宅が遠い世帯	0~20 **1
3	父母の通勤時間がより長い世帯	0~24 **2
4	継続した本市における保育所等入所保留期間がより長い世帯(市内転園は含まない。)	0~24 ※3
5	認可外保育施設等を利用しているとき	10
6	保育所等の希望数が一つではない場合	5~10 **4
7	兄弟姉妹が既に入所を希望している保育所等に入所している場合 (市内転園も含む。)	<b>※</b> 5
8	同時に本市における保育所等入所申込みをしている児童がより多い世帯(市内転園は含まない。)	<b>※</b> 6
9	入所を希望している保育所等の希望順位がより高いとき	<b>※</b> 7
1 0	兄弟姉妹のより多い世帯	<b>※</b> 8
1 1	保護者のいずれかが単身赴任である場合	50
1 2	申込み児童が認可保育施設に入所していない場合	30
1 3	在宅障害者がいる世帯	8

## 備考

- 市内転園とは、市内認可保育所等から別の市内認可保育所等に転園すること(市内に転居したことによって転居先により近い施設へ転 園する場合を除く。)をいう。
- 2 在宅障害者とは、次に掲げるいずれかに該当する者のことをいう。
  (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けている者
- (4)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給に係る障害児(5)国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する障害基礎年金の支給を受けている者
- 児童宅より最も近い祖父母宅を算定対象とし、市内同字の場合は0、同字以外の市内の場合は2、隣接市(柏市、松戸市、野田市、三細市、吉川市)の場合は4、隣接市を除く千葉県内又は隣接県(東京都、茨城県、埼玉県)の場合は8、その他半径200km以内の県(神奈 川、栃木県、群馬県、新潟県、福島県、山梨県、長野県、静岡県)は12、半径200kmを超える県の場合は20とする。
- 父母の通勤時間のうち、短いものを算定対象とする。通勤時間を分単位に修正し(120分を超える場合は120とする)、5で除したもの を指数とする。
- 入所保留が継続されている期間(最大12カ月、育児休業延長許容届の提出により保留となっている期間及び転園申請による保留期間は 含まない)を月単位に修正し、2を掛けたものを指数とする。 希望園数が1園の場合は5、2園以上の場合は10を指数とする。

- ※5 指数の設定は行わない。※6 入所申請を行っている児童の人数(すでに認可保育施設等に在園しており、転園の申請を行っている児童は含まない)に20を掛けたも のを指数とする。
- ※7 指数の設定は行わない
- ※8 申請児童を含めた兄弟姉妹の人数を二乗したものを指数とする。

## 【優先順位の決定方法】

- 別表3で掲げる優先順位については、以下の順に比較を行うことで優先順位を決定する。
  - ①区分7及び9を除いた区分により算定された指数の合計値が高いものを優先する。
  - ②区分7に該当するものを優先する。
  - ③区分9により、希望順位が上のものを優先する
  - ④区分3において算定対象とした通勤時間(分単位)を個別に比較し、より通勤時間が長いも ⑤区分2において算定対象とした祖父母宅の距離を個別に比較し、より遠いものを優先する。 より通勤時間が長いものを優先する。